土地収用法第二十一条第二項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	行政機関又はその地方支分部局の長	国立高度専門医療研究センター	（国立高度専門医療研究センターが承継しない権利義務）
土地収用法第百二十二条第一項ただし書（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長	国立高度専門医療研究センター	
覚せい剤取締法第三十五条第一項	主務大臣	国立高度専門医療研究センター	第三条　法附則第八条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。 一　旧センターに所属する土地、建物、立木竹及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。附則第五条第一項第一号において「土地等」という。）のうち、厚生労働大臣が財務大臣に協議して各国立高度専門医療研究センターごとに指定するもの以外のものに関する権利及び義務
母子保健法第二十条第五項	その主務大臣	国立高度専門医療研究センター	二　国立高度専門医療研究センターの成立の際現に旧センターに使用されている物品のうち、厚生労働大臣が指定するもの以外のものに関する権利及び義務
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十三条第二項及び第三項	当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者	国立高度専門医療研究センター	三　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第百八十七条第一項に規定する積立金のうち、その金額から厚生労働大臣が各国立高度専門医療研究センターごとに指定する金額の合計額を差し引いた額に相当するものに係る権利
医療法施行令第一条及び第四条の五	主務大臣	国立高度専門医療研究センター	四　特別会計に関する法律附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計（以下「旧特別会計」という。）において、平成二十一年度の歳入歳出の決算上の剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち、その金額から厚生労働大臣が各国立高度専門医療研究センターごとに指定する金額の合計額を差し引いた額に相当するものに係る権利
保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十二条の項、第十五条第一項の項、第十五条第二項の項及び第十九条の項	設置者	その設置者	五　旧特別会計の財政融資資金からの負債のうち、厚生労働大臣が各国立高度専門医療研究センターごとに財務大臣に協議して指定するもの以外のもの
	所管大臣	国立高度専門医療研究センター	六　国立高度専門医療研究センターの業務に関し国が有する権利及び義務のうち前各号に掲げるもの以外のものであって、厚生労働大臣が指定するもの
保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条の項	設置者	の設置者	（権利義務の承継の時期）
	所管大臣	を設置する国立高度専門医療研究センター	第四条　法附則第八条第一項に規定する権利及び義務は、国立高度専門医療研究センターの成立の時において当該国立高度専門医療研究センターが承継する。ただし、法附則第十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧特別会計における平成二十一年度の収入及び支出に関する事務に係るものにあっては、同年度の決算が完結した時において当該国立高度専門医療研究センターが承継する。
看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条	主務大臣	国立高度専門医療研究センター	（権利義務の承継の際出資があったものとされる資産及び負債）

第十七条　政令以外の命令であって厚生労働省令で定めるものについては、厚生労働省令で定めるところにより、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条　国立高度専門医療研究センターの成立の際現に次の各号に掲げる旧センター（法附則第三条に規定する旧センターをいう。以下同じ。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立高度専門医療研究センターの成立の日において、それぞれ当該各号に定める独立行政法人の職員となるものとする。

一　国立がんセンター　独立行政法人国立がん研究センター
二　国立循環器病センター　独立行政法人国立循環器病研究センター
三　国立精神・神経センター　独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
四　国立国際医療センター　独立行政法人国立国際医療研究センター
五　国立成育医療センター　独立行政法人国立成育医療研究センター
六　国立長寿医療センター　独立行政法人国立長寿医療研究センター

第三条　法附則第八条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。
一　旧センターに所属する土地、建物、立木竹及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。附則第五条第一項第一号において「土地等」という。）のうち、厚生労働大臣が財務大臣に協議して各国立高度専門医療研究センターごとに指定するもの以外のものに関する権利及び義務
二　国立高度専門医療研究センターの成立の際現に旧センターに使用されている物品のうち、厚生労働大臣が指定するもの以外のものに関する権利及び義務
三　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第百八十七条第一項に規定する積立金のうち、その金額から厚生労働大臣が各国立高度専門医療研究センターごとに指定する金額の合計額を差し引いた額に相当するものに係る権利
四　特別会計に関する法律附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計（以下「旧特別会計」という。）において、平成二十一年度の歳入歳出の決算上の剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち、その金額から厚生労働大臣が各国立高度専門医療研究センターごとに指定する金額の合計額を差し引いた額に相当するものに係る権利
五　旧特別会計の財政融資資金からの負債のうち、厚生労働大臣が各国立高度専門医療研究センターごとに財務大臣に協議して指定するもの以外のもの
六　国立高度専門医療研究センターの業務に関し国が有する権利及び義務のうち前各号に掲げるもの以外のものであって、厚生労働大臣が指定するもの

（権利義務の承継の時期）

第四条　法附則第八条第一項に規定する権利及び義務は、国立高度専門医療研究センターの成立の時において当該国立高度専門医療研究センターが承継する。ただし、法附則第十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧特別会計における平成二十一年度の収入及び支出に関する事務に係るものにあっては、同年度の決算が完結した時において当該国立高度専門医療研究センターが承継する。

（権利義務の承継の際出資があったものとされる資産及び負債）

第五条　法附則第八条第二項の政令で定める資産は、次に掲げるものとする。
一　附則第三条第一号の規定により指定された土地等
二　前号に掲げるもののほか、法附則第八条第一項の規定により国立高度専門医療研究センターが承継した権利に係る資産のうち厚生労働大臣が指定するもの
2　法附則第八条第二項の政令で定める負債は、次に掲げるものとする。
一　附則第三条第五号の規定により指定された旧特別会計の財政融資資金からの負債
二　前号に掲げるもののほか、法附則第八条第一項の規定により国立高度専門医療研究センターが承継した義務に係る負債のうち厚生労働大臣が指定するもの

（出資の時期）

第六条　法附則第八条第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同条第二項に規定する金額は、政府から当該国立高度専門医療研究センターに対し出資されたものとする。

（出資があったものとされる財産に係る評価委員の任命等）

第七条　法附則第八条第五項の評価委員は、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。
一　厚生労働省の職員　一人
二　財務省の職員　一人
三　当該国立高度専門医療研究センターの役員（国立高度専門医療研究センターが成立するまでの間は、当該国立高度専門医療研究センターに係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十五条第一項の設立委員）　一人
四　学識経験のある者　二人